

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年12月4日作成)

法令名	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年政令第84号）		
根拠条項	第54条第1項		
許認可等の種類	低炭素建築物新築等計画の認定		
法令の定め	第54条 所管行政庁は、前条第一項の規定による認定の申請があった場合において、当該申請に係る低炭素建築物新築等計画が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、その認定をすることができる。		
審査基準	北海道低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第2条（別紙のとおり）		
標準処理期間	総期間	35日（7）日	（ ）内は建築基準法第6条第1項 第1～3号建築物以外
	経由機関	4日（2）日	
	協議機関	日（ ）日	
	処分機関	31日（5）日	
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）		
申請先等	市町建築課（電話番号： ）		
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）		
備考			

北海道低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次の各号に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条第1項に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域

エ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号までの計画（地区計画等）

(2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次の各号に掲げる協定等に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定

イ 都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定

ウ 市町村の定める条例、要綱等により緑地の保全に関する制限等の内容

(3) 次の各号に掲げる土地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

ア 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(平成24年12月4日作成)

法令名	都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年政令第84号）		
根拠条項	第55条第1項		
許認可等の種類	低炭素建築物新築等計画の変更の認定		
法令の定め	第55条 第54条第1項の認定を受けた者は、当該認定を受けた低炭素建築物新築等計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、国土交通省令で定めるところにより、所管行政庁の認定を受けなければならない。		
審査基準	北海道低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱第2条（別紙のとおり）		
標準処理期間	総期間	35日（7）日	（ ）内は建築基準法第6条第1項 第1～3号建築物以外
	経由機関	4日（2）日	
	協議機関	日（ ）日	
	処分機関	31日（5）日	
処分担当課	建設部住宅局建築指導課建築基準グループ（電話番号：011-204-5578） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）		
申請先等	市町建築課（電話番号： ）		
問い合わせ先	建設部住宅局建築指導課建築●●グループ（電話番号：011-204-5578） 各振興局産業振興部建設指導課建築住宅係（電話番号： ） 各総合振興局建設管理部建設行政室建設指導課建築住宅係（電話番号： ）		
備考			

北海道低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(認定基準)

第2条 計画は、法第54条第1項第1号から第3号までに規定する認定基準に適合するものとする。

2 都市の低炭素化を促進する上で、都市の緑地を保全することに配慮することとし、その内容については、次のとおりとする。

(1) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次の各号に掲げる計画が定められている場合は、その計画に適合するものであること。

ア 都市緑地法（昭和48年法律第72号）第5条第1項に規定する緑地保全地域

イ 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区

ウ 都市緑地法第34条第1項に規定する緑化地域

エ 生産緑地法（昭和49年法律第68号）第3条第1項に規定する生産緑地地区

オ 都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4第1項各号までの計画（地区計画等）

(2) 低炭素建築物の新築等をしようとする地域に、次の各号に掲げる協定等に適合するものであること。

ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第69条に規定する建築協定

イ 都市緑地法第45条第1項に規定する緑地協定

ウ 市町村の定める条例、要綱等により緑地の保全に関する制限等の内容

(3) 次の各号に掲げる土地の区域内に低炭素建築物の新築等をしようとするものでないこと。

ア 都市計画法第11条第1項第2号に規定する緑地の区域